

**令和5年度（令和4年分）特定配当等・
(所得税と住民税で異なる)**

確定申告書の第二表により「全部の申告不要」を選択した方

<記入例2>

所得税では総合課税とした配当等を住民
税では分離課税とする場合（譲渡等はなし）

納 税 義 務 者	1月1日 現在の住所	豊島区 南池袋2-45-1		
	現住所	同上		
	カナ氏名	トシマ イチロウ	生年月日	昭和30年 1月 1日
	氏 名	豊島 一郎	電話	03-3981-1111
関与税理士		関与税理士 連絡先		

区役所使用欄 【整理番号】 【本人確認】
{個・通・住} {個・免} {旅・健・在}

受付印

関与税理士がいる場合に
記入してください。

- <必要な添付書類>
- 該当する年分の確定申告書（控）の写しおよび特定口座年間取引報告書等の写し
 - 【代理人の場合】委任状および代理人ご自身の本人確認書類（委任状は区のHPからダウンロードできます。）
- ※ 特定口座年間取引報告書等を税務署に提出済で手元にない場合は以下に☑をつけてください。
 特定口座年間取引報告書等は、確定申告のため税務署に提出済

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

申告する内容に☑をつけてください。ご記入がない場合は所得税と同一の課税方式を選択することとなりますので、記入漏れが

1. 上場株式等

- ① 所得税
 ② 申告不要
 ③ 下の表のとおり申告します。

住民税上で分離課税とする配当等の所得金額を記入してください。（特定公社債等のみを分離課税とし、その他の配当等を総合課税とする場合は、申告分離課税、総合課税それぞれの欄に金額を記入してください。）

住民税上で申告する配当等の所得に係る配当割の金額を記入してください。
 記入がない場合は、配当割額控除を受けることができませんので、記入漏れにご注意ください。

	配当所得等の金額	配当割額控除額(※1)
総合課税	円	円
申告分離課税	円	円

(※1) 支払いを受ける段階で特別徴収された住民税額をご記入ください。ご記入がない場合は配当割額控除を受けることができませんのでご注意ください。

2. 上場株式等の譲渡等に係る特別区民税・都民税の課税方式について、下記のとおり申告します。

- ① 所得税と同一の課税方式を選択します。
 ② 申告不要を選択します。（申告しません。）
 ③ 下の表のとおり申告します。

	譲渡所得の金額	株式等譲渡所得割額控除額(※2)
申告分離課税	円	円

不要です

この欄は記入不要です

(※2) 源泉徴収ある口座での取引の場合、住民税額の特別徴収が行われないため、申告不要を選択することはできません。

<提出にあたっての注意事項>

- 原則として、**該当年度の申告期限（3月15日）までにこの申告書を提出することが必要です。**
- 上記表の住民税の配当割額、株式等譲渡所得割額の記載誤りや添付資料不足などにより上場株式等の配当、譲渡所得であると判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することができます。
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得等のいずれかのみを申告することができます。
 ただし、源泉徴収口座内において譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、当該口座の譲渡損失を申告する際は配当所得等も併せて申告する必要があります。
- 確定申告書（控）の写しや特定口座年間取引報告書等の写しの提出がない場合は、税額決定に時間がかかる場合があります。

課税方式の選択は、令和5年度の住民税（令和4年分の所得税）が最後となります。

以降の住民税は、所得税と課税方式を一致させることとなりますので、ご留意ください。

受付	添付資料
	あり なし